

社会教育主事制度・司書制度・学芸員制度の概要

社会教育主事制度

1 職務の概要

社会教育主事は、社会教育法に基づき都道府県・市町村の教育委員会事務局に置くこととされている専門的職員（社会教育法第9条の2第1項）。
主な職務内容として、地域の社会教育の企画・実施及び専門的技術的な助言と指導に当たることを通し、人々の自発的な学習活動を支援することなどが挙げられる。

2 社会教育主事となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して62単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、社会教育主事補の職等の通算期間が3年以上になる者で、社会教育主事講習(4科目9単位)を修了した者
- (2) 教育職員の普通免許状を有し、5年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあった者で、社会教育主事講習を修了した者
- (3) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学して、62単位以上を修得し、大学において「社会教育に関する科目」の単位(4科目24単位)を修得した者で、社会教育主事補の職等の通算期間が1年以上の者
- (4) 社会教育主事講習を修了した者で、相当の教養と経験があると都道府県教育委員会が認定した者

司書制度

1 職務の概要

司書は、図書館法に基づき図書館に置くこととされている専門的職員（図書館法第4条第1項）。
主な職務内容として、図書館資料の選択・収集・提供、住民の資料の利用に関する相談への対応等の図書館の専門的事務に従事すること等が挙げられる。

2 司書となる資格の取得要件

- (1) 大学(短期大学を含む)を卒業した者で大学において「図書館に関する科目」(14科目20単位)を履修した者
- (2) 大学(短期大学を含む)又は高等専門学校を卒業した者で司書講習(14科目20単位)を修了した者
- (3) 司書補の職又は同等の職の通算期間が3年以上になる者で、司書講習を修了した者

学芸員制度

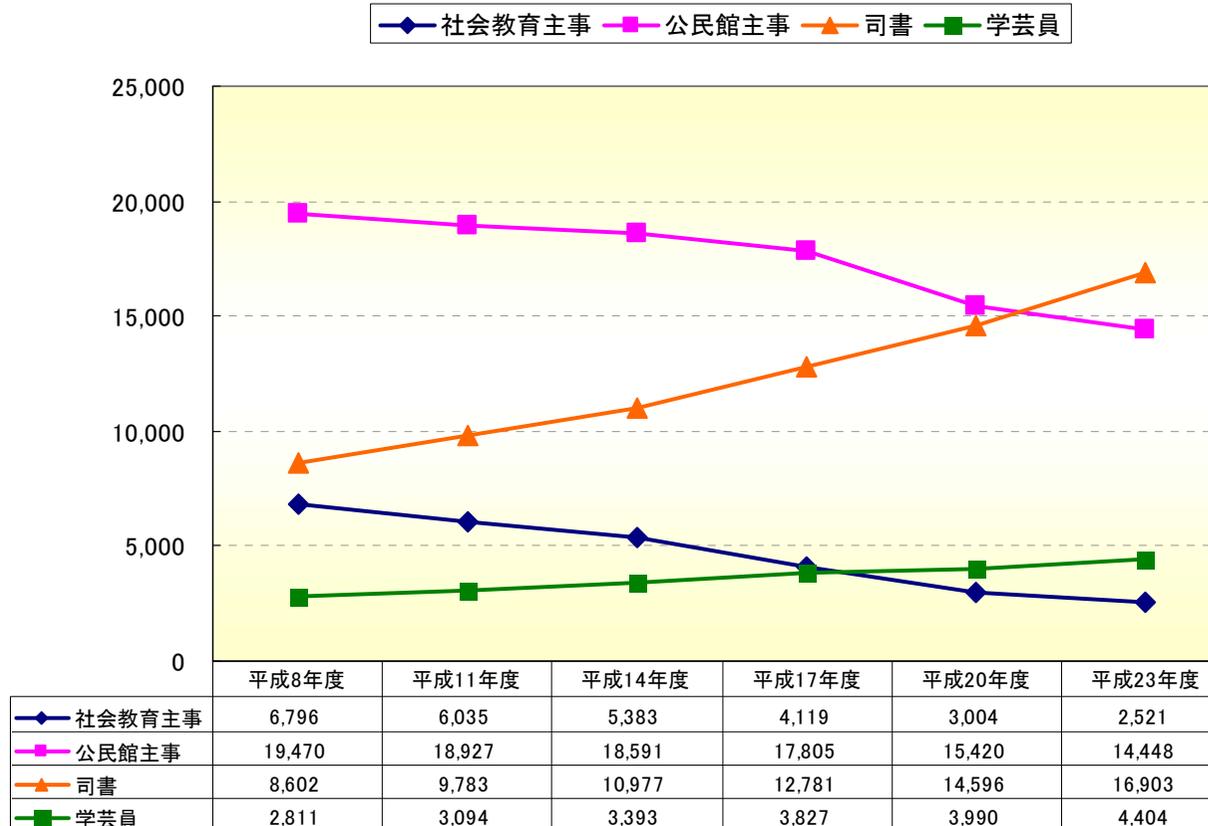
1 職務の概要

学芸員は、博物館法に基づき博物館に置くこととされている専門的職員（博物館法第4条第3項）。
主な職務内容として、博物館資料の収集、保管、展示、調査研究、教育普及活動等の多様な専門的事項に従事することなどが挙げられる。

2 学芸員となる資格の取得要件

- (1) 学士の学位を有する者で、大学において「博物館に関する科目」の単位(8科目12単位)を全て修得した者
- (2) 大学(短期大学を含む)に2年以上在学し、「博物館に関する科目」の単位を含めて62単位以上を修得した者で、3年以上学芸員補の職にあった者
- (3) 学芸員資格認定合格者

社会教育専門職員の人数の推移



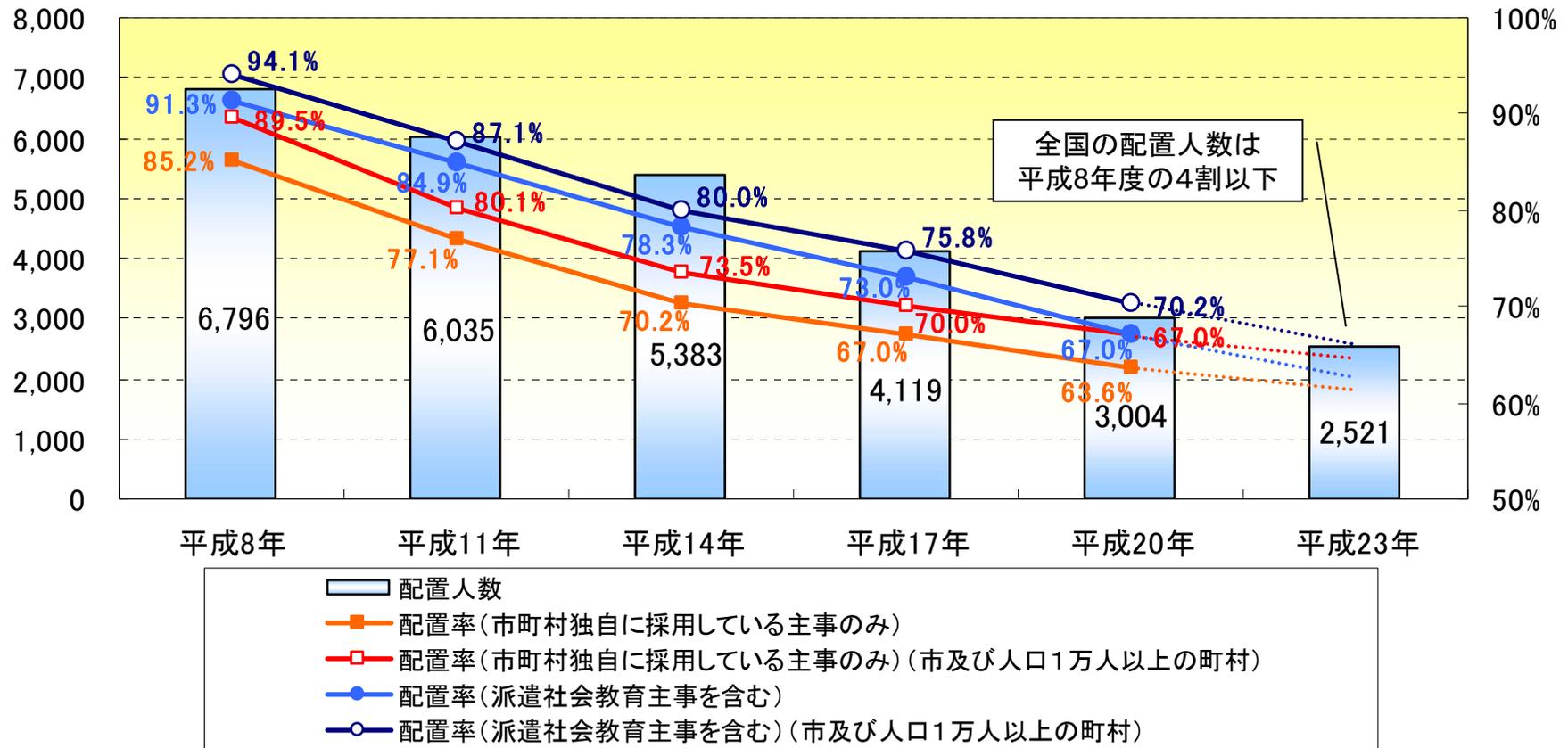
(出典)社会教育調査

※ 平成23年度の値は、中間報告に基づく。

社会教育主事の人数及び配置率の推移

市町村における社会教育主事の配置率は、年々低下

教育委員会に置かれる社会教育主事の人数及び配置率の推移



※平成23年度は中間報告の値。配置率は未算出。

(出典)社会教育調査

社会教育主事講習の内容

◇社会教育主事講習等規定(文部科学省令第12号 平成20年6月11日改正)

(科目の単位等)

第3条 社会教育主事となる資格を得ようとする者は、講習において次の表に掲げるすべての科目の単位を修得しなければならない。

科目	単位数	主な内容
生涯学習概論	2	○生涯学習・社会教育の意義と歴史 ○学校・家庭・社会の連携と学習システム ○社会教育の内容・方法・形態 ○社会教育指導者としての役割、資質・能力について ○社会教育施設の概要 ○学習情報提供と学習相談の意義
社会教育計画	2	○地域社会と社会教育 ○社会教育事業計画 ○社会教育の対象の理解と組織化 ○社会教育の広報・施設の経営・社会教育の評価
社会教育演習	2	○地域社会における諸問題の解明 ○家庭教育、環境教育、消費者教育、著作権、キャリア教育・職業教育等 (実施機関により異なる)
社会教育特講	3	○事業計画立案 ○各地域の現状と課題に対応した、中・長期計画の策定 ○年間事業計画の策定学習プログラム、学習展開計画の策定

社会教育主事に求められる能力及び専門性

【社会教育主事の職務】

○社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える(社会教育法第9条の3)

教育委員会として、

○ 社会教育主事に求められる能力は、都道府県、市(区)町村ともに、「学習課題の把握と企画立案能力」がもっとも多く、次いで「調整者(コーディネーター)としての能力」、「コミュニケーション能力」となっている。

○ 特に重要と考えられている職務としては、「事業の企画・立案・運営」である。

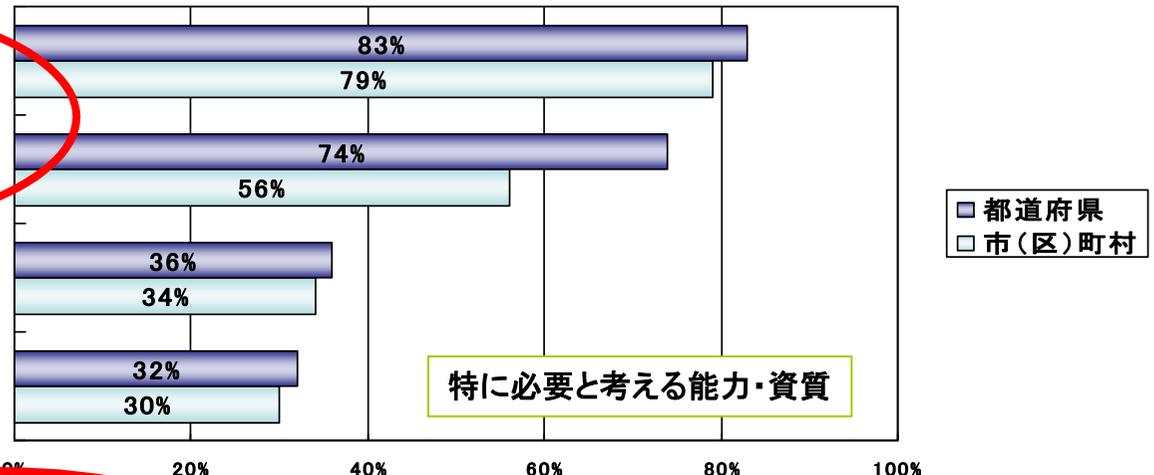
社会教育主事に対しては、企画立案能力、コーディネーター能力が求められる割合が高い

学習課題の把握と企画立案能力

調整者(コーディネーター)としての能力

コミュニケーション能力

幅広い視野と探究心



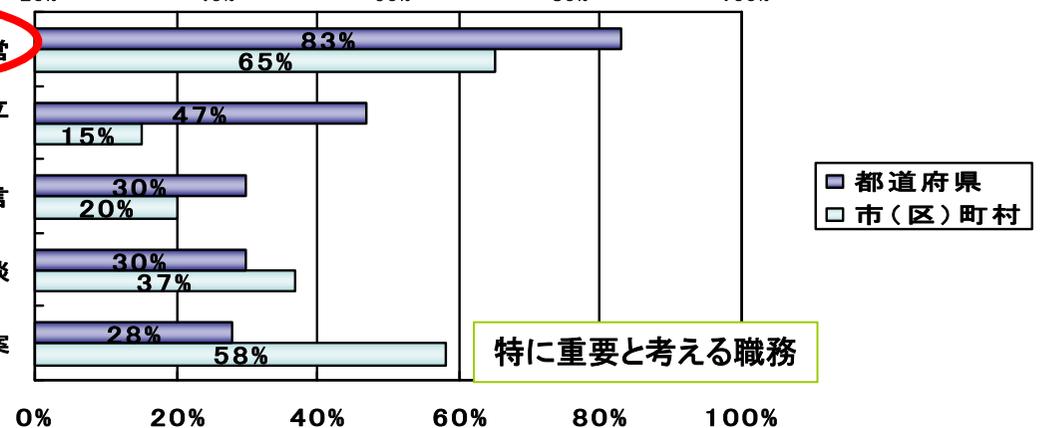
事業の企画・立案・運営

生涯学習・社会教育関係職員の研修の企画・立案・運営

関係職員への指導・助言

情報の収集・提供・学習相談

学習計画・教育計画の立案



公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラム

(新規)
25年度要求額 400百万円

地域社会における様々な現代的課題(経済低迷、少子高齢化に伴う人口・労働力の減少、相対的貧困の拡大と中間層の活力低下等)に対し、公民館等が課題解決のための取組みを、行政の関係部局の垣根を越え、関係諸機関等と連携・協働し実施し、社会教育を活性化することを通じて、日本再生戦略において示されたすべての人に「居場所」と「出番」がある「共創の国」の実現を目指す。

全国に約16,000館設置された「ソーシャルキャピタル」(社会関係資本)としての公民館を活用

①若者の自立・社会参画支援プログラム

- ・ 「地域若者サポートステーション」と連携したニート等への居場所の提供、就労支援。
- ・ 学校教育への不応や学校外での学習に問題を抱える児童・生徒への学びの支援。
- ・ 専修学校、NPO、企業・福祉施設等が連携した擬似職場体験の機会提供、職業教育支援。

③地域人材による家庭支援プログラム

- ・ 学校等と連携し、いじめや不登校、児童虐待や貧困の連鎖防止など、課題を抱え孤立しがちな家庭への地域人材による支援、専門家等によるサポート体制の構築。
- ・ いじめや児童虐待予防など社会的課題に対応した親向け学習プログラムの開発。



②地域の防災拠点形成支援プログラム

- ・ 消防団等と連携し、災害発生時の避難方法等に対する啓発活動や体験型避難訓練等の実施や、地域の防災マニュアルの作成。
- ・ 公民館等が避難所となった際の運営方法や関係機関との円滑な連携体制の構築等、ICT機器等を活用した地域防災拠点体制の構築。

⑤その他地域の教育的資源を活用した地域課題解決支援プログラム

- ・ グリーンエネルギーへの転換の必要性に伴うスマートコミュニティ化を推進するための環境、エネルギー教育。
- ・ 地域の実情に応じた人権教育の取組み。
- ・ 地域人材による女性活躍促進キャリア教育。
- ・ 図書館を活用した起業支援、博物館を活用した地域観光の振興等。

④地域振興支援プログラム

- ・ 地域の農産物、伝統工芸品などの地域資源についての学習成果を活かした地域の産業振興。
- ・ 中間年齢層が求める講座等の開催を通じ、地域での活動に参加を促進することを通じた地域振興。

すべての人に「居場所」と「出番」があり、全員参加、生涯現役で「新しい公共」の担い手となる「共創の国」の実現。

【関連する政府方針等】

「日本再生戦略」2. 「共創の国」への具体的な取組み～11の成長戦略と38の重点施策
「生活・雇用戦略」、「人材育成戦略」、「国土・地域活力戦略」、「グリーン成長戦略」等

【事業内容】

(委託) 上記5テーマ×30箇所=150箇所

取組の定着までのプロセスを踏まえ、最大3年を上限として段階的な事業計画とすることが可能。

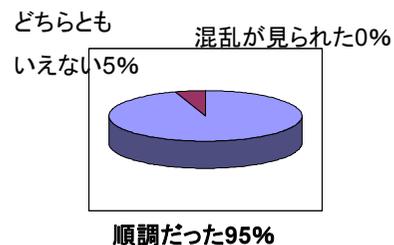
(直轄) 「事業評価・検証委員会」の実施、周知・広報活動、全国大会の実施

学校支援地域本部等の震災時の様子

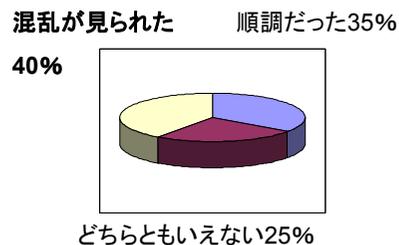
〈宮城県内の小中学校の校長 40名への聞き取り等調査結果〉

Q 避難所において自治組織が立ち上がる過程は順調だったか。(校長)

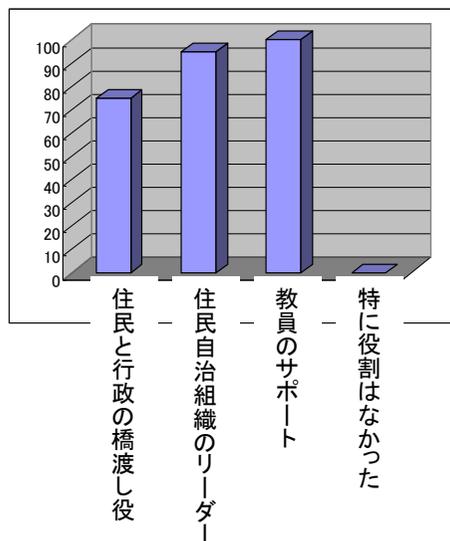
(学校支援地域本部設置20校)



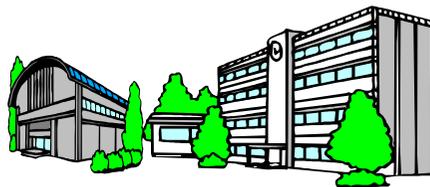
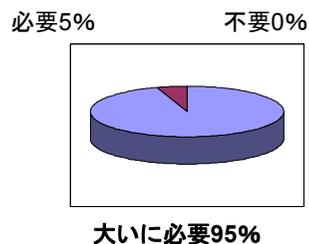
(学校支援地域本部未設置20校)



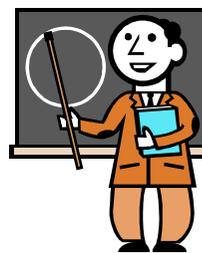
Q 学校支援地域本部のコーディネーターは震災避難時、避難所運営、学校復旧でどんな役割を果たしたか。(学校支援地域本部設置20校の校長 複数回答可)



Q 学校支援地域本部等のシステムは今後の学校運営に必要か。(学校支援地域本部設置20校)



〈校長、地域連携担当教員のコメントから〉



(地域との協働のシステムができていた学校)

- コーディネーターは学校と自治会、商店会などのたくさんの人たちをつなぐ接着剤になりました。
- 学校支援ボランティアの調整により、避難所開設時には、学校や子どもに配慮したルールができあがっていました。
- 「先生は学校のことと家族のことを考えてください。避難所は私たちにまかせて」と学校支援ボランティアからの声には胸が詰まりました。
- コーディネーターやボランティアは学校再開に向けての避難所閉鎖の時にこそ存在感が際立ちました。避難住民と子どもたち、学校の様子がよく分かっているからこそ活躍でした。

(地域との協働のシステムができていなかった学校) × 物資を配布するにも、避難者の顔もわからず混乱しました。「権利を振りかざして」物資を奪っていく人たちや、どさくさに紛れて決められた数量を守らない人がいても、見過ごすしかありませんでした。

〈コーディネーターのコメントから〉



- 学校支援地域本部は、実質、避難所支援地域本部となり、避難住民や子どもたち、先生方の声をボランティアが集約すると、みんなで不足するものを持ち合い、配食や清掃などの自治的な動きは加速していきました。(学校支援コーディネーター, PTA)
- 避難所運営の格差は、日頃の学校と地域住民のかかわりの質の格差でもありました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)
- 会議だけで顔を合わせる人よりも、定期的に子どもたちや先生たちといっしょに汗をかいている人はごく自然なかたちで避難所を支援する側に立っていました。(民生委員・学校支援コーディネーター, PTAOB)

これから求められること!

- 保護者の多くが、子どもをひとりで自宅においておきたいと考えています。また、子どもも地震への不安がぬぐえず、放課後子ども教室の需要がますます高まっています。
- 子どもたちの姿は、これまでに見たことのないようなオーバーアクションです。地域総ぐるみによる子育てこそ、復興には不可欠だと思います。
- 全国からのボランティアが去り、雪がちらつく頃にこそ本当の復興は住民の手によって進められていくものだと思います。

住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組①

専修大学「KSソーシャル・ビジネス・アカデミー」

現役社会人、退職者や子育て中や子育てを終えた主婦などの市民を対象に、地域や街の身近な問題を解決し都市力を向上する「**ソーシャル・ビジネス**」に必要なプログラムを、専修大学と川崎市が連携し、**社会人向けに編成・実施**。

初めてソーシャル・ビジネスに取り組む人から自ら起業しようとする人までを視野にしつつ、事例研究・体験実習を豊富に取り入れたものとし、各過程ごとに**系統的に、初歩から応用・実践まで学べる仕組みを構築**。

<プログラム概要>

●導入課程「ソーシャル・ビジネスの概論、川崎市の概要を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの意義と経済的な役割、その仕組みについて、川崎市内などの幅広い事例を踏まえつつ学びます。また、ソーシャル・ビジネスに参加することの意義や、自身のキャリアを活かして活躍するための心構えなどを学びます。

●共通課程「ソーシャル・ビジネスの起業・成長の段階に必要なビジネス・スキルを学ぶ」

新たにソーシャル・ビジネスの起業を目指す人に対して、起業にあたって必要な事業計画書の作成、資金・会計、組織体制などのノウハウを学ぶとともに、現場視察を通じソーシャル・ビジネスの実情を把握します。また、ソーシャル・ビジネスの成長において必要となる経営ノウハウを、人材開発、資金管理、マーケティング、組織マネジメント、プロジェクトマネジメントなどに関して集中的に学びます。

●応用課程「ソーシャル・ビジネスの本質と拡がり(様々な領域、多様な形態など)を学ぶ」

ソーシャル・ビジネスの取組み事例や、企業が社会貢献に取り組んでいる実態を、それぞれリレー講義の形で学びます。また、導入、共通、応用課程で学んだことに対するグループ指導を行い、講義全般に関する質問や疑問を解決します。

●実践課程「自らのソーシャル・ビジネスを構想する」

ソーシャル・ビジネスを実践・体験します。川崎市など地域課題に取り組んでいるNPOや一般企業などとの連携により、体験実習します。担当講師の指導の下、現場でのワークショップを通じて、最終的にソーシャル・ビジネスへの参加または起業に円滑に結びつけられるようにします。

●成果

- ・修了生の同窓会組織「KSSN(KSソーシャル・ネットワーク)」を作り、HP等を通じて活発な交流を展開し、実践に結びつける活動を開始している。
- ・修了生が高齢者予防介護事業を実施する一般社団法人を設立した。



住民の地域活動・社会貢献活動を支援する取組②

東京大学「市民後見人養成講座」

金融・住宅・医療など後見業務に関連する業界を退職した元気なシニア、介護や子育ての経験を持つ主婦を主な対象に、市民後見人養成講座を実施するとともに、市民後見NPOの立ち上げ支援を通じ修了者の後見活動を総合的に支援する取組

○対象者：一般中高年、病院や金融機関関係者、患者会、等

○期 間：126時間(約10か月)

○プログラム構成

座学 75時間(52コマ)

インターンシップ活動等 50時間分

○受講者

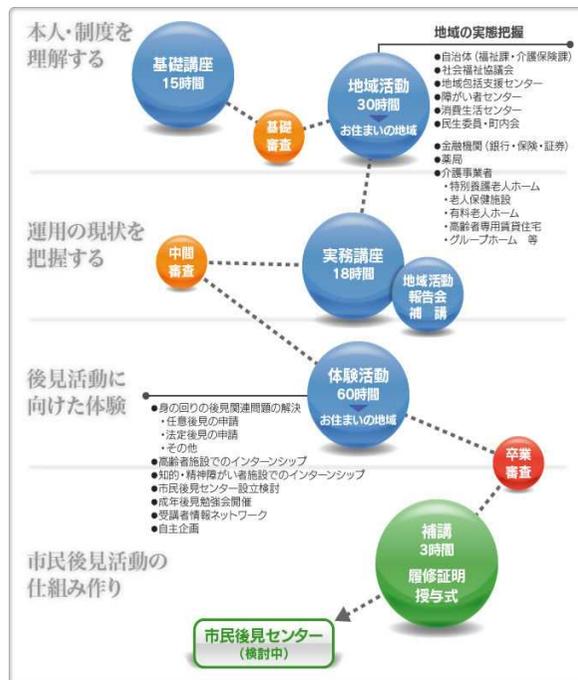
年齢：平均60歳前後
男女比：男4、女6

○実施体制

大学教員、実務家
(司法書士、弁護士
NPO法人等)、
市民、事務局、
運営サポーター等

○受講後の状況

履修証明書を発行
(既に家庭裁判所より
後見人として数件
選任され始めている
状況)



○成果

平成20年度以降、全国30の都道府県から2000人を超える受講があり、1520名に対し履修証明書を発行。東京以外でも、山形県、福井県、北海道にて地元の行政や大学の協力を得て市民後見人養成講座を開催。修了生が主体となり立ち上げた市民後見NPO法人も50法人を超え、各地域において成年後見の啓発、相談受付、利用支援、受任活動を行っている。老人福祉法32条の2に基づき、市民後見人の養成や後見実施機関の受託を自治体から受けるNPO法人も複数ある。

市民後見プロジェクト
あなたのそばの市民後見 あなたらしさをまもります

1期生 星野さん
ご本人と一緒に本を読む星野さん(写真左)、現在は、2名の高齢者の後見人として活動しています。

修了生の後見活動
2期生 大島さん
施設体験で高齢者と触れ合う大島さん(写真右)、現在は、障がい者の後見人として活動中です。

■ 東京大学市民後見プロジェクト
市民後見人養成講座を開催しています。

活動団体一覧
あなたのお住まいの地域にも成年後見制度を学んだ市民がいます。
※各団体の詳細は、各団体のホームページをご覧ください。

東京都	市役所立北ネット TEL.03-3568-0709	神奈川県	NPO法人かわさき障がい者権利擁護センター TEL.080-1106-3548
新潟県	市民後見を考える会 TEL.090-2463-2223	静岡県	静岡市市民後見人ネットワーク TEL.3462-2463
埼玉県	東京市民後見サポートセンター(NPO法人等)	岐阜県	成年後見がみけしり市民センター TEL.080-5450-7881
東京都	NPO法人トータルライフサポート TEL.03-3433-4270	東京都	よこはま市民後見研究会 TEL.070-6602-5454
千葉県	町田市市民後見を考える会 TEL.080-4584-7074	東京都	よこはま福祉福祉の会まじか TEL.080-4175-6918
立川市	三多摩市民後見を考える会 TEL.090-2658-5039	東京都	都の恵(NPO法人等)
埼玉県	NPO法人埼玉成年後見センターいさいきネット TEL.049-251-0200	北海道	富野デザイン会暮らし支援センター(非営利法人等)
東京都	市民後見いさいきNet所沢 TEL.04-2938-2712	宮城県	NPO法人経路改善サポート宮城 TEL.070-5622-6661
川崎市	市民後見かむち TEL.049-2564-0207	山形県	NPO法人市民後見プロジェクトやまがた TEL.0233-49-9268
埼玉県	市民後見センターさいたま(NPO法人等)	福井県	NPO法人ふくしま成年後見センター TEL.024-335-5451
長野県	市役所ととも成年後見を学ぶ会(NPO法人等)	静岡県	一般社団法人障害者成年後見支援委員会 TEL.03-3391-4649
長野県	入間さん市民後見人の会(NPO法人等)	三重県	伊勢まごころ TEL.2592-2166
長野県	市民後見人養成講座(NPO法人等)	福井県	福井市市民後見研究会 TEL.0776-27-3101
千葉県	NPO法人国際交流機構 TEL.047-493-0345	鹿児島県	薩摩市市民後見研究会 TEL.099-266-0111
千葉県	市民後見センターちば(NPO法人等)	東京都	市民後見センターがこし(NPO法人等)
東京都	市民後見センター成田 TEL.0476-34-5802	群馬県	市民後見センターがこし(NPO法人等)
東京都	NPO法人東京市民後見人の会 TEL.04-7189-4749	東京都	市民後見センター(NPO法人等)
群馬県	NPO法人成年後見センター群馬 TEL.027-346-8400	東京都	市民後見センター(NPO法人等)
栃木県	市民後見ちび TEL.090-1735-2027	東京都	市民後見センター(NPO法人等)
茨城県	茨城成年後見相談センター TEL.0120-121-894		

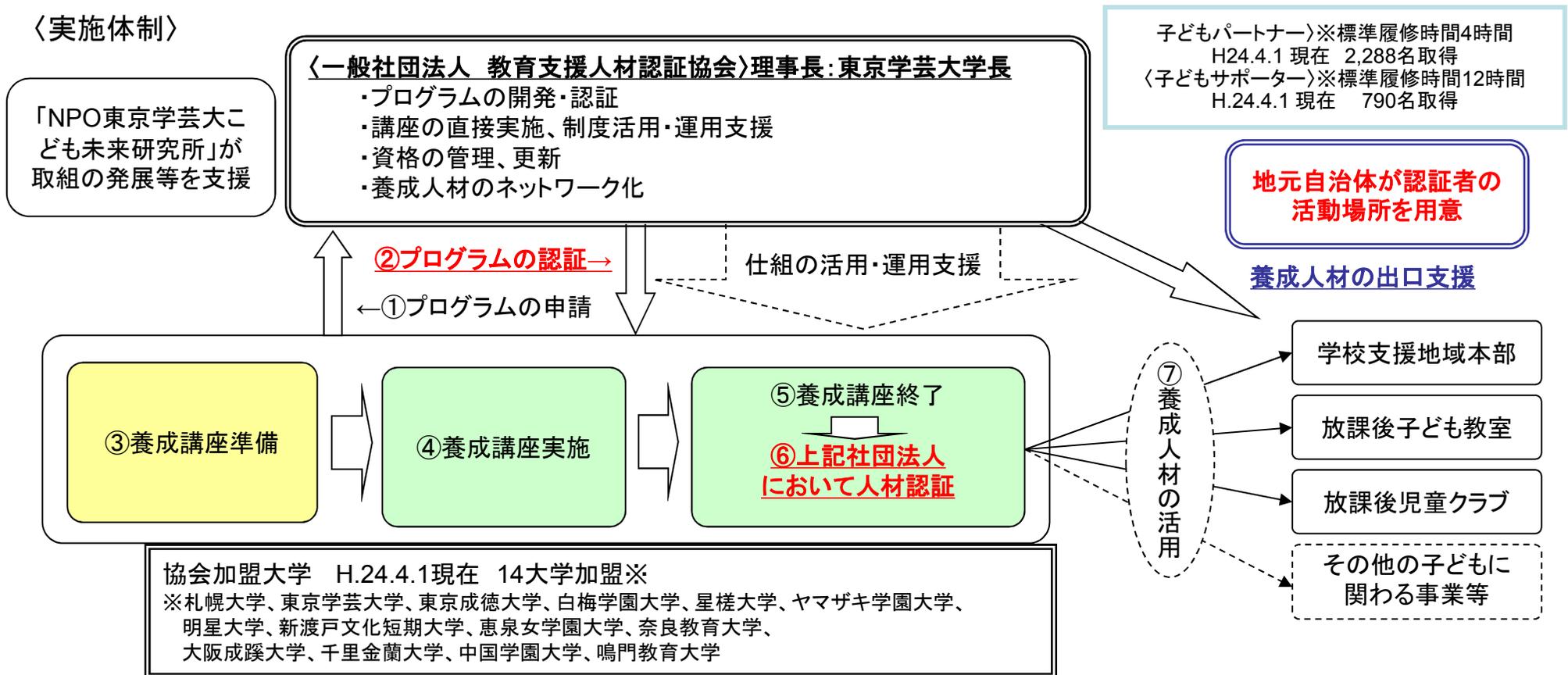
■ 市民後見人の特長
住み慣れた地域のネットワークを活用できます。
本人に寄り添いながら地域生活を支えます。
ご本人の意思を尊重し、客観的な判断をします。

認証制度の例①

(社)教育支援人材認証協会 「教育支援人材認証制度」

大学に設置した一般社団法人が中心となり、**地域で子どもの教育活動を担う住民の活動を支援**するため、一定の受講経験や活動経験を評価・認証する、「教育支援人材認証制度」を構築。認証者の活動現場は、地元自治体が用意するなど、**地域と連携を図りつつ運用**。

〈実施体制〉



〈期待される効果の一例〉

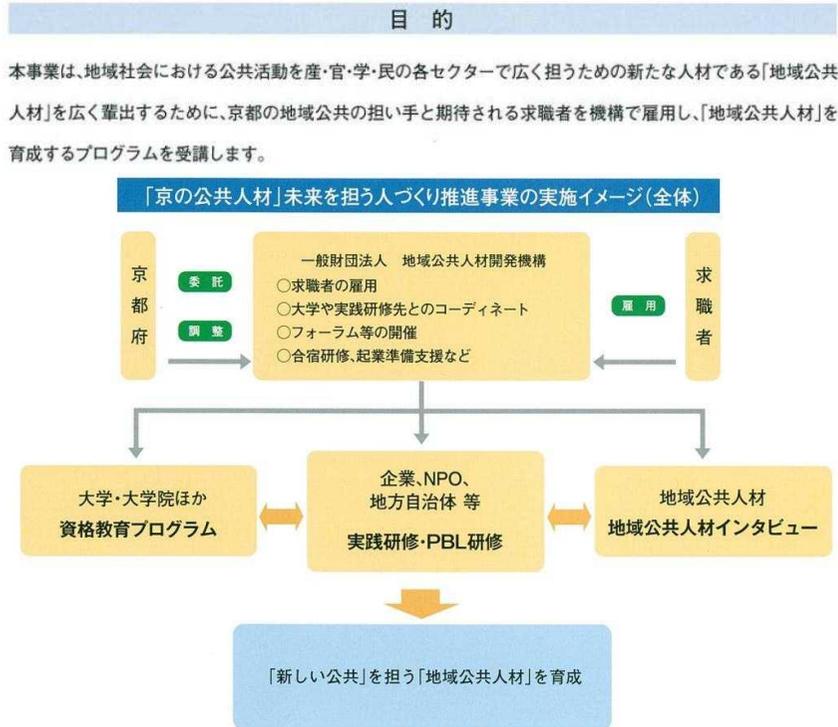
- 大学の「知」を還元して地域と生涯学習に貢献 (市民にも講座を実施することで、各地域で学びを通し子どものサポートに協力できる人材を育成)
- 大学と地域との連携事業の拡大 (子どもをサポートする事業を協働して実施でき、その際にサポーターの協力も得られやすい)
- 学部教育、キャリア教育の一環として有効 (学生が認証取得後にボランティアとして活動)

認証制度の例②

(財)地域公共人材開発機構 「地域公共人材育成プログラム」

地域の産官学民が連携し、地域社会において公共活動を担う人材を育成。具体的には、平成21年度から24年度まで、京都府緊急雇用対策基金を活用した「地域公共人材」育成プログラムを試行。その他、内閣府地域社会雇用創造事業(iSB公共未来塾)とも連携し、社会起業家育成も実施(平成22年度5名が起業、平成23年度6名が起業)。地域公共人材開発機構の社会的認証を受けた資格教育プログラムを全て履修した者に対しては、国の制度(履修証明制度やジョブカード等)と連動させた「**地域公共政策士**」の資格を付与(平成23年度は5名を認定。平成24年度は5名を認定予定)。

◆「京の公共人材」未来を担う人づくり推進事業(京都府)

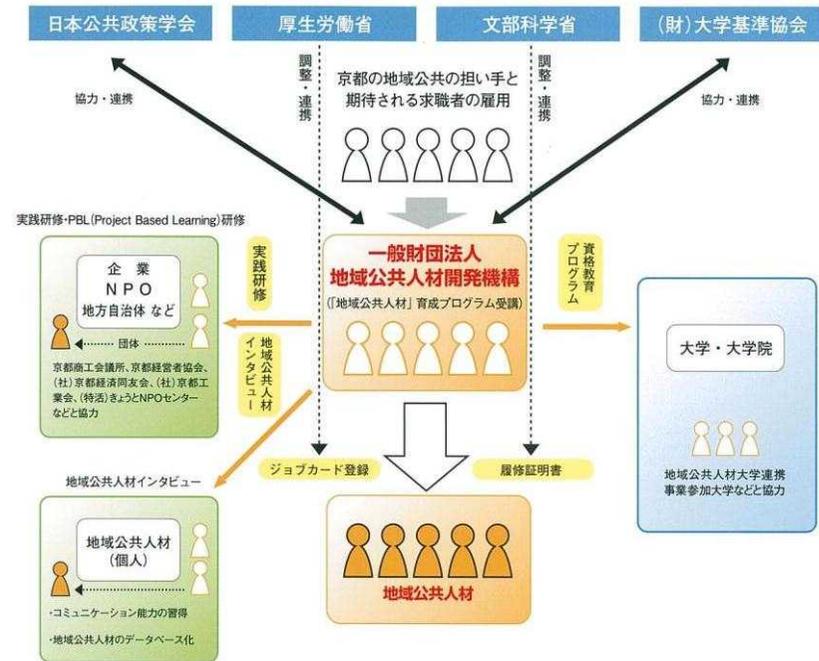


プログラム受講者(求職者)は、雇用期間終了後、履修証明制度(*1)やジョブカード制度(*2)などを活用することができます。

*1 大学、大学院、短期大学、高等専門学校における社会人等(学生以外の者)が各大学等のまとまりのある学習プログラム(履修証明プログラム)を120時間以上受講すれば、履修証明が受けられる文部科学省の制度。

*2 企業現場・教育機関等で実践的な職業訓練を受け、修了証を得て、就職活動などに活用する制度。

[基本スキーム]



主なキャリアデザイン

- (1) NPO(とくにマネジメント部門、企画部門など)
- (2) 企業(とくにパブリシティ部門、社会貢献部門、戦略的マネジメント部門、中堅優良企業のトップマネジメント候補など)
- (3) 地方自治体
- (4) 起業
- (5) 進学、その他

雇用者数

平成21年度	10名(うち育成プログラム受講者 5名)
平成22年度	28名(うち育成プログラム受講者 22名)
平成23年度	30名(うち育成プログラム受講者 23名)
平成24年度	19名(うち育成プログラム受講者 15名)

合計87名

認証制度の例③

滋賀県立大学「近江環人地域再生学座」

大学、行政、地域の連携により、環境と調和した循環型地域社会作りに貢献する人材を育成。教育プログラム修了者を対象とした検定試験に合格した者に対しては、滋賀県立大学より「コミュニティ・アーキテクト(近江環人)」の称号を付与。

<プログラム概要>

地域、行政、企業、NPOなどが連携し、それぞれの立場より、地域再生のリーダーとなる資質を有した人材の育成を目指す。大学院博士課程前期に在籍する学生を対象としたコースと行政・企業・NPOなどに在籍する一般の方を対象としたコースの2コースがあり、地域再生から地域診断まで、学部指導教員を中心に、教育、研究、実務の実績豊富な学内外のスタッフが講義、実習を担当。

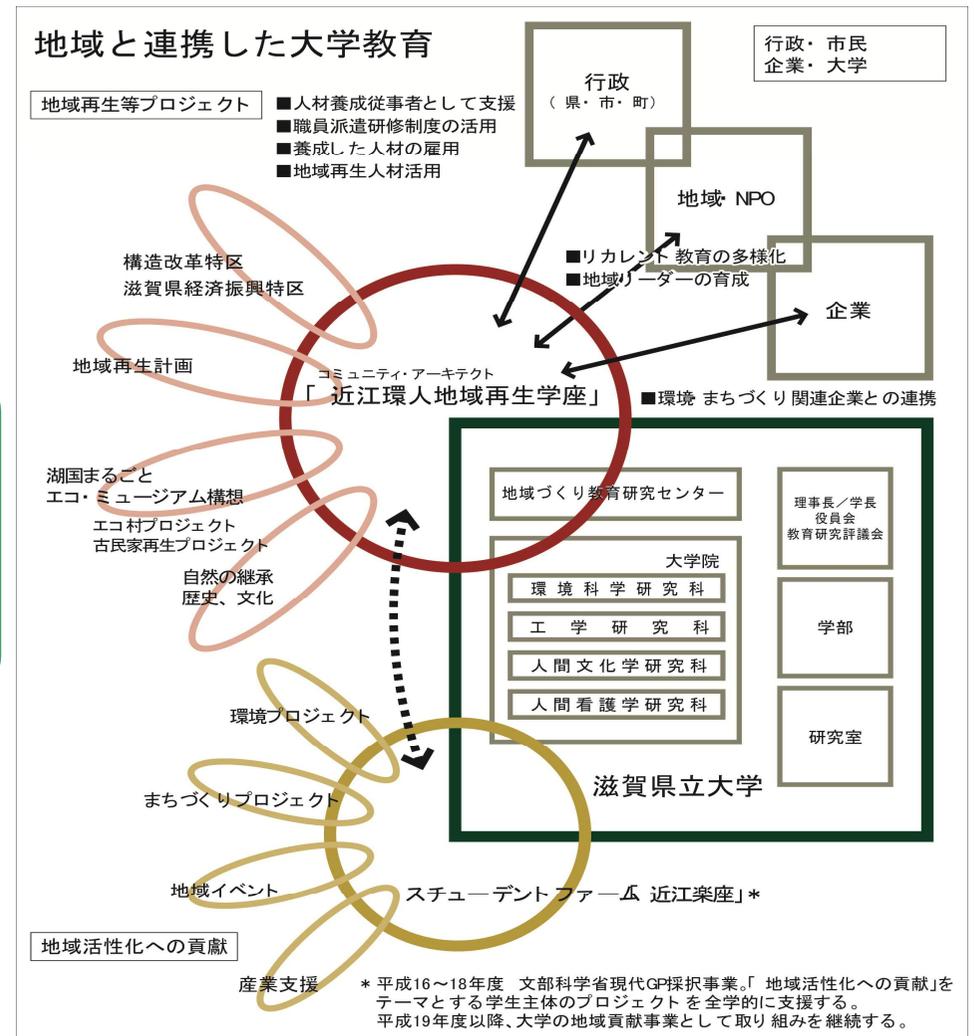
<受講生に対する支援>

- ・行政、企業、NPO法人等に対しての就職等人材情報の提供
- ・将来の進路設計や企業内活動等に関する実践的な指導助言
- ・講義、実習を通した学内外教員スタッフとの交流を積極的にサポート
- ・県内外の地域活動団体やリーダー、サポーターとのネットワークづくりをサポート
- ・大学と行政や地域が連携する自主的な研究活動の利便を図る
- ・地域づくり教育センターや地域産業連携センターなどが保有し、公開可能な情報等の活用についてサポート など

<さらなる展開>

○受講生有志により地域再生・地域活性化をサポートするNPO法人「特定非営利活動法人コミュニティアーキテクトネットワーク」を設立。大学や行政と連携して震災復興等に取り組んでいる。

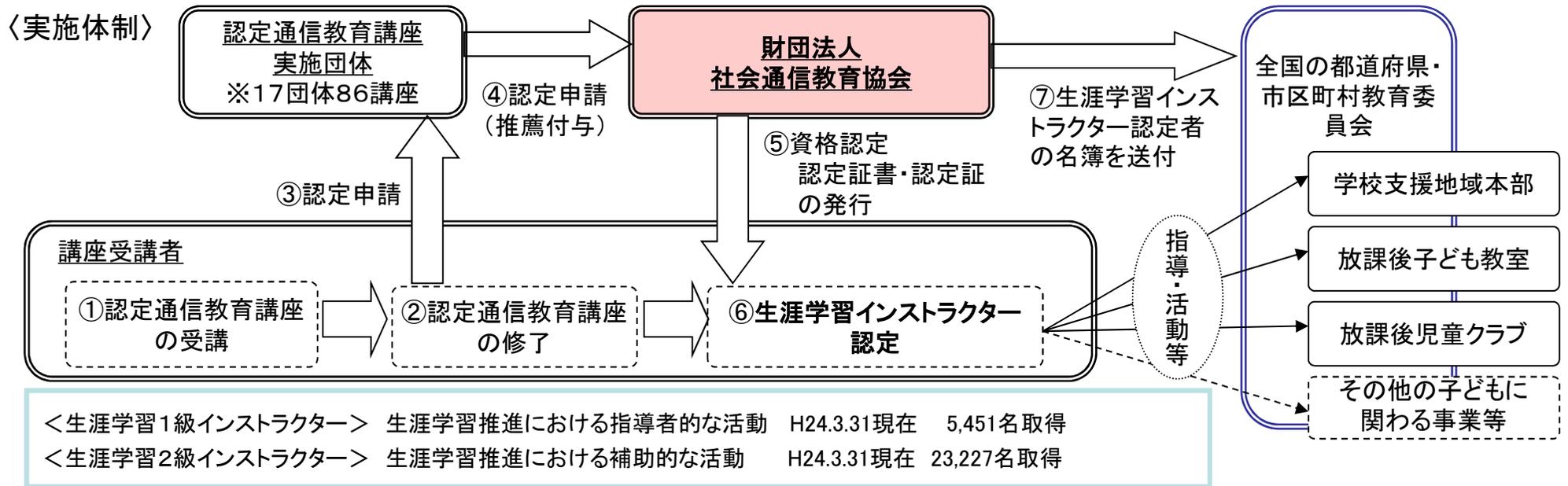
○研究科を横断する学際的な教育・研究プログラムとして「学座(副専攻)システム」を創設。地域再生のための人材育成プログラムを継続、発展させている。



認証制度の例④

(財)社会通信教育協会 「生涯学習インストラクター」

文部科学省認定社会通信教育講座等の修了者の学習成果を積極的に評価認定し、全国各地の地域における多様な生涯学習活動を推進・指導する人材の養成を図る。



その他の認証制度(例)

制度名	実施機関	制度の概要
地域学習支援士	法政大学	<ul style="list-style-type: none"> 人々の生涯学習や社会参加、若年層に対する取組、文化創造やコミュニティ形成など、地域での人々の学びと成長を支援する力を実践的に身に付けたことを認定する制度であり、平成24年度から実施。 同大学キャリアデザイン学部における独自の認定資格であり、同学部在学生のうち、指定する科目30単位を修了した者に対し、資格を認定。
地域づくりコーディネーター資格	松本大学	<ul style="list-style-type: none"> 地域社会のリーダーになりうる人材の育成を目標とした資格であり、平成21年度より実施。平成24年4月現在、第一期終了生のうち計4人が資格取得。 同大学の全学生を対象としており、指定する科目から20単位を取得するとともに、各分野で活躍する市民サポーター等による特別講座を12回受講し、認定基準を満たすことにより取得が可能。